

2019年12月

日本学生支援機構奨学金  
貸与終了者各位

大阪経済大学 学長  
山本 俊一郎

## 奨学生であった皆さんへ

本学での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆さんは、10月から奨学金の返還が始まっていることと存じます。奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができない方がいるようです。

最初の引き落としができないと、延滞となって、なかなか抜け出せなくなる恐れがあります。

そのようなことがないように、在学中から説明し、資料を配布してきましたが、改めて《注意喚起》のために、このホームページに掲載します。

あなたの返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますか。

あるいは、日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。

もう一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。相談の際には、奨学生番号が必要です。

この注意喚起の対象は、2019年10月から返還開始の方です。もし、現在すでに返還していたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続等は必要ありません。

各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されています。また、奨学生であった皆さんの奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。後輩学生たちのため、留意をお願いいたします。

《日本学生支援機構相談窓口》 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/> へアクセスしてください。